### **6**モデルケースによる保険税額の試算(年税額)

それぞれの世帯構成や世帯所得による、1年の保険税額は次の通りです。納期の回数(通常は8回)で割ると、1期当たりのおおよその納税額になります。

モデルケース	合計所得	改正前	改正後	増額分	
モブルケース	(収入額)	以正則	以正接	年税額	1期当たり
給与収入のみの 1 人世帯 (40歳〜64歳)	33万円以下(※) (98万円以下)	1万6,700円	1万9,700円	3,000円	375円
	61万円(※) (126万円)	5万8,100円	6万7,400円	9,300円	1,163円
	117万円 (約193万円)	14万6,400円	16万9,400円	2万3,000円	2,875円
給与収入のみの2人世帯 (40歳~64歳が2人)	33万円以下(※) (98万円以下)	2万4,400円	2万9,300円	4,900円	613円
	135万円(※) (約219万円)	17万5,300円	20万4,000円	2万8,700円	3,588円
	173万円 (約273万円)	23万2,800円	27万400円	3万7,600円	4,700円
年金収入のみの1人世帯 (65歳以上)	33万円以下(※) (153万円以下)	1万3,300円	1万5,700円	2,400円	300円
	61万円(※) (181万円)	4万5,400円	5万2,900円	7,500円	938円
	117万円 (23 <i>7</i> 万円)	11万4,000円	13万2,500円	1万8,500円	2,313円

(※)法定軽減制度による減額後の額

問い合わせ 国民健康保険の医療費などについて 国民健康保険税について

市市民課 国保年金係 ☎27-8450 市税務課 市民税係 ☎27-8417

# 第2期子ども・子育て支援事業計画(案)への意見を募集します

計画策定の趣旨

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、子どもの貧困対策、地域での子ども・子育て支援の充実を図っていくための第2期計画を策定します。



計画の期間

令和2年度~令和6年度

基本理念

# 「生まれる喜び 育てる楽しさ 皆ではぐくむ "かまいしの未来"」

基本目標

- 1. 安心して妊娠・出産・子育てができる保健医療体制の充実
- 2. 安心して子育てできる教育・保育サービスの充実
- 3. 誰もが地域の中で豊かに子育てできる環境づくり
- 4. 生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり
- 5. 生活も仕事も充実し両立する環境づくり

### 意見募集期間 2月10日(月)~3月9日(月)

### 【資料の閲覧場所】

市市民課、各地区生活応援センター、市保健福祉センター、市教育センター、図書館、市子ども課、市広聴広報課に2月10日月から備え付ける他、市のホームページで確認できます

#### 【意見を提出できる人】

- 市内に居住、または通勤、通学している人
- 市内に事務所などを持っている人など

### 【記載内容】

提出意見とその理由(計画案のどの部分に対する意見かを記載)、住所、氏名、電話番号、勤務先または通学先(市外の人のみ)

### 【提出先】

持参、郵送、FAX、メールなど文書で市広聴広報課へ 提出してください

〒026-8686 只越町3-9-13 (市役所第1庁舎3階) FAX22-2678 ⊠ koutyou@city.kamaishi.iwate.jp

問い合わせ 市子ども課 次世代育成係 ☎22-5121

# <sup>令和2年度から</sup>国民健康保険税の税率が変わります

## 11国民健康保険の仕組みと 財政運営の広域化

国民健康保険(国保)は、病気やけがをした際に安心して医療機関にかかることができるよう、加入者の皆さんの国民健康保険税(保険税)と国などの公費により成り立っている医療保障制度です。

平成30年度にはこれまでの市町村単位の運営から、都道府県単位で運営する国保へ広域化しました。国保の加入者は年齢層が高く、1人当たりの医療費が年々増加する中で、市町村単位の国保財政は非常に厳しい状況にあり、より安定的で持続可能な制度とするためです。広域化により、市町村は医療費水準や所得水準に応じた納付金を県へ納め、県からの交付金で医療費の支払いを行っています。

安定的な財政運営のため、現在、市町村ごとにばらばらの保険税率を、将来的に都道府県 単位で統一していく方針が示されています。

## 2釜石市の国民健康保険の状況

市の保険税は、平成22年度の改正後は東日本大震災の影響を考慮し据え置いてきました。その結果、医療費の支出と保険税などの収入が乖離し、県への納付金が保険税の収入だけではまかないきれず、非常時のために貯蓄している基金を平成29年度から毎年取り崩し補っています。また、県内14市で比較した釜石の平成30年度1世帯当たりの保険税額は最も低いものの、1人当たりの医療費は最も高く、他市と比べて均衡がとれていない状況です。

このまま医療費水準が高い状況が変わらないと、今後も大幅な 赤字が見込まれ、令和4年度には基金が枯渇することから保険税 率を改正します。

### 3医療費減少による保険税の引き上げ抑制効果

保険税の引き上げ幅を抑制する効果が見込まれるのが医療費の減少です。国保加入者が健康的な生活を送ることはもちろん、市が行う特定健診・特定保健指導、若年者健診、各種がん検診を積極的に受診し、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防に努めましょう。また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用も効果的です。

### 4税率の改正内容

保険税は次の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算したものです。国保加入者一人一人の前年の 所得に応じて計算し、世帯で合算し世帯主(納税義務者)に課税されます。

区分(社会)	医療給付費分 (全ての国保加入者)		後期高齢者支援金分 (全ての国保加入者)		介護納付金分 (国保加入者のうち40歳~64歳の人)	
(対象)	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (加入者の合計所得に対して)	6.4%	7.0%	1.9%	2.5%	2.5%	2.8%
資産割	11.0%	廃止	1.0%	廃止	6.0%	廃止
均等割額 (加入者1人当たり)	1万6,000円	1万9,400円	4,400円	5,800円	5,400円	6,900円
平等割額 (1世帯当たり)	1万9,000円	2万1,100円	5,000円	6,400円	6,000円	6,500円
課税限度額	61万円	61万円	19万円	19万円	16万円	16万円

<sup>※</sup>課税限度額は、制度改正により変更することがあります

### 5税率改正のポイント

①保険税の県内統一に向け、県の運営方針に基づき保険税の4区分(所得割、資産割、均等割、平等割) から資産割を廃止



②県への納付金不足分は、基金を活用しながら、令和2年度から税率改正を隔年で3回に分け、段階的に行うことで補う予定

改正内容

2

## 国民健康保険税税率改正住民説明会を開催します ………

	日時		場所	日時		場所
	25日 火	14時	橋野地区多目的集会施設 (橋野ふれあいセンター)	<b>27日</b> (末)	14時	平田集会所
2 月		18時	青葉ビル	(4)	18時	鵜住居公民館
/	26⊟	26日 14時 唐丹公	唐丹公民館	28⊟	14時	甲子公民館
	( <b>/k</b> )	18時	小佐野コミュニティ会館	(金)	18時	中妻公民館

<u>広報かまいし</u> 2020.2.1 **広報かまいし** 2020.2.1